

島本町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

島本町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	1 1

【実施計画における用語や表記の定義】

教職員	教育職員、事務職員
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が、児童・生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性を有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めることは重要である。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年次有給休暇取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、島本町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の時間外在校等時間の

管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

その結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度までは以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の推移】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	1人あたり年間平均	430.3時間	409.2時間	366.5時間
	月45時間を超える割合	34.7%	29.7%	22.2%
	月80時間を超える割合	1.7%	0.6%	0.4%
中学校	1人あたり年間平均	530.2時間	520.3時間	443.2時間
	月45時間を超える割合	46.4%	48.0%	28.0%
	月80時間を超える割合	9.3%	6.3%	2.3%

時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、令和6年度では月45時間を超える割合が小学校で22.2%、中学校で28.0%となっている。複雑化・多様化する教育課題への対応などに時間を要しており、学校運営の効率化を図るために、校務分掌を体系的に見直すなど、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき実施計画を策定するものである。

2 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
- ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

- ・ 令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

働き方改革を進めていく上での本町の基本姿勢は、教育職員の時間外在校等時間の実績値を活用して、分析を行い、それに基づいた取組を全町立学校向けに進めていくとともに、学校特有の事情による取組については個別に対応していくことである。

そのため、町教育委員会では、引き続き、「部活動ガイドラインの遵守」「会議・行事の精選」といった取組※について、全町立学校で徹底していくとともに、「学校長ヒアリング」といった学校特有の事情に沿った取組についても確実に進めていく。

(※) 現在の課題が解決した場合等には、再び、教育職員の在校等時間等の実績値を活用して分析を行い、それに基づいて新しい課題に対する取組を進めるサイクルをまわしていくこととする。

(1) 学校特有の事情に沿った取組

① 授業の改善

- ・ 各校において引き続きICTを有効活用した授業づくりを実施する。

② 会議・行事の精選

- ・ 各校において引き続き調査・会議の精選を実施するとともに、町教育委員会においては、各校の好事例を共有する。

【会議の精選：先行例】

- 情報共有のICT化
 - ・ 「校務支援システム」の活用
- 回数や時間の工夫改善
 - ・ 運営委員会を担当教諭の空きの授業時間中に設定
- 職員朝礼実施回数の見直し
- 職員会議における議題の精選
- 会議の進め方の工夫

【行事の精選：先行例】

- 回数や時間、在り方の工夫改善
 - ・ 体育大会の半日実施、種目数減
 - ・ 文化的行事等の在り方に関して見直し
 - ・ 参観実施回数の見直し

③ 島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（以下「部活動ガイドライ

ン」という。）における休養日確保及び活動時間遵守の徹底

- ・ 時間外在校等時間のヒアリング結果から、週休日の部活動が時間外在校時間増加の主な原因の1つとなっていることが分かった。この事実を受け、引き続き、部活動ガイドラインで定められた休養日の確保の徹底を促進す

るとともに、活動時間の遵守についても徹底する。

〈参考〉部活動ガイドラインにおける適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 休養日の設定は以下のとおりとする。

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や他校との交流や試合、コンクールへの出場等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

④ 学校長ヒアリングの実施

- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が在籍する学校長に対しヒアリングを実施し、事情を聞き取り、指導等を行う。また、時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えた教育職員がいる場合は、学校長は報告書を提出することとする。

(2) その他

給特法指針第2章第3節で教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で、重点的に取り組む事項やその他の取組について記載する。

次の①は、給特法指針に掲げられている措置の内容に鑑み、教育職員の負担軽減に当たって、「業務の効率化」、「業務委託や外部人材の活用」及び「教職員間の業務分担の見直し等の検討」に関して、取り組む事項を記載している。

また、次の②では、教育職員の健康及び福祉を確保するために、町教育委員会が取り組む事項を記載している。

以下の取組を確実に実行することで、教育職員の負担を軽減するとともに、健康及び福祉を確保する。

① 教育職員の負担を軽減するために取り組む事項

【業務の見直しに関すること】

ア 事務職員との役割分担について

「教職員間の業務分担の見直し等の検討」について

- ・ 町教育委員会は、町立学校と連携を図りながら、事務職員が「担う」又は「参画」する職務範囲の明確化を検討するとともに、業務量の精査を行い、適切な役割分担のもと安定的に執行するための事務体制を構築する。

【ICT活用に関すること】

ア デジタル技術を活用した校務の効率化の推進

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会が、教育職員が効果的に校務支援システムを活用し、業務に役立てられるよう、マニュアルの提供や好事例の共有を促進する。

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 教育職員がICT機器等の日常的な保守に関する問い合わせをする際、町教育委員会と問合せ先であるサポートセンターとの連携を強化し、FAQの充実や効率的な対応を促進する。

【外部人材活用に関すること】

ア 部活動の取組

「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会と町立中学校が連携し、町立中学校を対象とする部活動の地域展開の在り方を検討する。
- ・ 一部の部活動において拠点校方式を導入するとともに、外部指導者の配置を促進する。

イ 支援が必要な児童・生徒や家庭への対応について

「外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会において、障害等により配慮を要する児童・生徒への支援ために、校内教育支援員、支援員、看護師等を配置する。
- ・ 各校が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、教育職員と協働した「チーム学校」による教育相談体制を構築した上で対応する。
- ・ 町教育委員会において、学校からの要望に応じて、母語で学習支援等の補助を行う海外帰国児童生徒指導協力者（通訳ボランティア）を配置する。

② 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

町教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 休暇をまとめてとりやすい環境の整備

- ・ 夏季及び冬季において学校閉庁日を設定し、町立学校全体で、年次有給休暇をまとめてとりやすい環境を整備する。

イ 定時退校に向けた環境の整備

- ・ 業務時間外は留守番電話対応とし、定時退校を促す。

ウ 労働安全衛生法等の規定の遵守等に関する取組

- ・ 引き続き、各校で時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えかつ「疲労蓄積度チェックリスト」の判定点数が4点以上の教育職員は、原則、翌月には産業医による健康相談を受けることとする。
- ・ 引き続き、定期健康診断を全町立学校で実施するとともにその他の健康診断を対象者や希望者に実施する。
- ・ 引き続き、全町立学校の教育職員に、年度中に 1回ストレスチェックを実施する。高ストレスと判断された教育職員から申出があった場合、産業医による健康相談を行う。
- ・ 引き続き、学校産業医を配置し、教育職員の心身の健康問題に関する指導・助言を求めることができる体制と教育職員への個別保健指導ができる体制を整える。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握する。
- ・ 町教育委員会において、各校の状況を確認し、実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童・生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、実施計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。